

東京都教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

このことについて、下記のとおり制定する。

記

1 制定する規則

東京都教育職員免許状再授与審査会規則

2 制定の理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 5 7 号）において、都道府県の教育委員会に都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）を置くこととされ、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならないこととされた。

これを受け、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）において、審査会委員の任命等について規定がなされ、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、都道府県の教育委員会規則で定めることとされた。

このため、東京都教育職員免許状再授与審査会規則を制定するものである。

3 規則の主な内容

- ・ 審査会は、委員 5 人以内で組織する（第 2 条関係）。
- ・ 委員は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他東京都教育委員会が適当と認める者とする（第 3 条関係）。
- ・ 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない（第 3 条第 2 項関係）。
- ・ 審査会の会議は、公開しない（第 6 条関係）。

4 施行期日

公布の日から施行する。

第十一号議案

東京都教育職員免許状再授与審査会規則の制定について
東京都教育職員免許状再授与審査会規則を次のように制定し、公布する。

令和七年二月二十日

東京都教育委員会

東京都教育職員免許状再授与審査会規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都教育職員免許状再授与審査会規則

東京都教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、東京都教育職員免許状再授与審査会（「以下「審査会」という。」）の組織及び運営に關して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他東京都教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

（会議）

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

（委員の除斥）

第五条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

（会議の非公開）

第六条 審査会の会議は、公開しない。

（参考人の出席）

第七条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の参考人に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

（会長への委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則

（提案理由）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律及び同法施行規則を踏まえ、東京都教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。